

最終改正

令和5年5月25日開催
第12回定時総会

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人甘木朝倉法人会（以下「本会」という。）定款第7条に規定する会費について必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会費の額は、別表のとおりとする。

(会費の用途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納入方法)

第4条 会費は、請求があった後2か月以内に一括して納入しなければならない。

2 会費は、次のいずれかの方法により納付しなければならない。

(1) 口座振替

(2) 振込納付

(3) 持参

(中途入会者の会費)

第5条 本会の事業年度の中途に入会した会員の会費の額は、別表の会費の額の月額に入会の日属する月の翌月から本会の事業年度末までの月数を乗じて得た額とする。

2 前項の会費は、入会後請求があった後2か月以内に一括して前条第2項に定める方法により納入しなければならない。

(会費の免除)

第6条 会費は、理事会が相当の理由があると認めるとき、理事会の決議により免除することができる。

(催告)

第7条 会費の滞納が2年以上となる会員に対しては、文書により1か月の期限を設けて催告する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。ただし、別表の会費額については、平成24年4月1日からとする。

2 なお、移行の登記をした日から平成24年3月31日までの会費については社団法人甘木朝倉法人会が定めた会費額によるものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(第2回定時総会)

附 則

この規程は、令和5年5月25日から施行する。

(第12回定時総会)

別 表

区 分		会費の額	
		年 額	月 額
正 会 員	資本金 500万円未満	3,000円	250円
	資本金 500万円以上1,000万円未満	6,000円	500円
	資本金 1,000万円以上2,000万円未満	10,000円	840円
	資本金 2,000万円以上3,000万円未満	15,000円	1,250円
	資本金 3,000万円以上1億円未満	20,000円	1,670円
	資本金 1億円以上	30,000円	2,500円
賛 助 会 員	資本金がある法人	3,000円	250円
	資本金がない法人、その他の法人		
	福岡県外に本店を有する法人の事業所 (支店、営業所を含む。)		
	福岡県内に本店を有する法人の事業所 (支店、営業所を含む。)		
	個人事業者及び個人		